



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年2月7日火曜日 第1732号

◇ 目 次 ◇
告 示

不健全な図書類等の指定.....79
 医療機関の指定.....80
 指定医療機関の廃止の届出.....80
 介護機関（居宅介護事業者）の指定.....80
 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）.....81
 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....81
 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....82
 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....82

保安林予定森林.....82
 公聴会の開催.....83
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....83
 愛媛県屋外広告物審議会規程の一部改正.....83

公 告

総合保養地域の整備に関する基本構想の廃止.....83

任 免 辞 令

山内 謙吾.....83

告 示

○愛媛県告示第148号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成18年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑誌	17 081	本気でイッテ！！	2月号増刊	(株) 一水社	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性残虐性を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17 082	ニャン2倶楽部	3月号	(株) コアマガジン	
"	17 083	中出しSpecial	3月号増刊	(有) 光彩書房	
"	17 084	裏アリス VOL.21	3月号	三和出版(株)	
"	17 085	マダムX	3月号	(有) 風林館	
"	17 086	人妻密会	126	(株) ぶんか社	
"	17 087	ぶちぶる	Vol.6	マイウェイ出版(株)	
"	17 088	女神の雫。Volume.01	2月号増刊	(株) マックス	
"	17 089	熟れ母 vol.7	3月号	(株) メディアソフト	
"	17 090	コミック ドルフィン VOL.186	3月号	(株) 司書房	
"	17 091	Comic 人妻熟女ざかり Vol.111	3月号	(株) 桃園書房	
"	17 092	COMIC 快樂天ピースト Vol.6	2月号増刊	(株) 日本出版社	
ビデオテープ	17 093	裏ビデオのダビング2 収録・あすか	AKAG-02	赤影	
"	17 094	大滝明日香の表に出せないビデオ	OV-21	不明	
"	17 095	劇空間レイブ	HU-01	HUNTER	

"	17 096	夏の女子高生強制発射 2	S S M - 002	サマー スクート サマー ケット
"	17 097	放課後の女子高生シリーズ きょうかの放課後 うさみ恭花	H K - 01	スーパープレミアム
"	17 098	私の過激な口マンボルノ 中田弘美	K R * 04	C h a n n e l V
D V D	17 099	今、小沢菜穂がスゴすぎる！	M I L P - 016	(株) ケイ・エム・ プロデュース
"	17 100	熱風 柚木ティナ	X V - 312	(株) マックス・エー

○愛媛県告示第 149 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成18年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
J A おちいまばり 歯科診療所	越智今治農業協 同組合	今治市鐘場町一丁目2 番地9	平成18年 1月6日
新居浜市医師会 別子山診療所	社団法人 新居浜市医師会	新居浜市別子山乙241 番地6	平成17年 12月26日
おだクリニック	医療法人 おだクリニック	西予市宇和町卯之町五 丁目313番地6	平成17年 12月1日
日本調剤西予薬 局	日本調剤株式会 社	西予市野村町野村11 - 68 - 2	平成18年 1月1日

しげのぶ薬局	株式会社 ひだか	東温市志津川甲1558 - 1	平成18年 1月1日
--------	-------------	--------------------	---------------

○愛媛県告示第 150 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成18年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
おだクリニック	織 田 英 昭	西予市宇和町卯之町五 丁目313番地6	平成17年 12月1日

○愛媛県告示第 151 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成18年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

介 護 機 関（ 居 宅 の 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社シルバーケアサー ビス	今治市八町西四丁目1番12 号	グループホームひまわりの 家	今治市古谷甲19番1	平成17年12月9日
ウマ商事株式会社	四国中央市三島中央三丁目 11番33号	グループホーム新町	四国中央市三島中央三丁目 11番33号	平成17年12月12日
愛媛医療生活協同組合	松山市中村3 - 1 - 1	ヘルパーステーションごし き	伊予市米湊736 - 3	平成18年1月1日
株式会社えひめメディコー フ	松山市中村3 - 1 - 1	デイサービスごしき	伊予市米湊736 - 3	平成18年1月4日
株式会社翼	香川県高松市林町1994番地 3	株式会社翼	新居浜市宇高町一丁目3番	平成18年1月1日
医療法人おだクリニック	西予市宇和町卯之町五丁目 313番地6	おだクリニック	西予市宇和町卯之町五丁目 313番地6	平成17年12月1日
有限会社和家	西予市宇和町れんげ1965番 地27	グループホーム蘭	西予市宇和町河内166 - 1	平成18年1月12日

○愛媛県告示第152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成18年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	(変更後) デイサービス施設古城園	北宇和郡松野町豊岡4598-1	平成17年10月1日
		(変更前) 宇和島地区広域事務組合 デイサービス施設古城園		
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	(変更後) 老人短期入所施設古城園	北宇和郡松野町豊岡4598-1	平成17年10月1日
		(変更前) 宇和島地区広域事務組合 短期保護施設古城園		
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	(変更後) デイサービス施設城辺みしま荘	南宇和郡愛南町城辺乙561番地	平成17年10月1日
		(変更前) 宇和島地区広域事務組合 デイサービス施設城辺みしま荘		
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	(変更後) 老人短期入所施設城辺みしま荘	南宇和郡愛南町城辺乙561	平成17年10月1日
		(変更前) 宇和島地区広域事務組合 短期保護施設みしま荘		
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	(変更後) デイサービス施設一本松荘	南宇和郡愛南町中川1438-1	平成17年10月1日
		(変更前) 宇和島地区広域事務組合 デイサービス施設一本松荘		
宇和島地区広域事務組合	宇和島市曙町1番地	(変更後) 老人短期入所施設一本松荘	南宇和郡愛南町中川1438-1	平成17年10月1日
		(変更前) 宇和島地区広域事務組合 短期保護施設一本松荘		

○愛媛県告示第153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成18年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社シンシア	四国中央市金生町山田井4番地1	訪問介護事業所シンシア	(変更後) 四国中央市川之江町3217-1向陽ハイツ1階B号	平成17年11月15日
			(変更前) 四国中央市金生町山田井4番地1	

○愛媛県告示第154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成18年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社シンシア	四国中央市金生町山田井4番地1	居宅介護支援事業所シンシア	（変更後） 四国中央市川之江町3217-1向陽ハイツ1階B号	平成17年11月15日
			（変更前） 四国中央市金生町山田井4番地1	

○愛媛県告示第155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成18年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護事業者の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社ビック	八幡浜市松柏516	有限会社ビックあつぷるケアサービス	宇和島市新町2-1-5	平成17年5月31日
株式会社市橋	宇和島市鶴島町3番13号	つるしま薬局	宇和島市鶴島町3番13号	平成13年4月1日
山田勇樹	宇和島市丸之内一丁目1-3	ヤマダ薬局	宇和島市丸之内一丁目1-3	平成14年3月31日
南予調剤株式会社	宇和島市御幸町一丁目1-3	エビス薬局	宇和島市恵美須町二丁目7-1	平成16年8月1日
コスモス介護サービス有限公司	宇和島市中央町二丁目4番26号	コスモス介護サービス有限公司	宇和島市中央町二丁目4番26号	平成16年3月31日
株式会社幸耀	香川県高松市田村町948番地	株式会社幸耀	新居浜市田所町2-25	平成17年12月31日
医療法人中村脳神経外科	伊予市米湊786番1	中村脳神経外科	伊予市米湊786番1	平成17年8月31日
織田英昭	西予市宇和町卯之町五丁目313番地6	おだクリニック	西予市宇和町卯之町五丁目313番地6	平成17年11月30日

○愛媛県告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成18年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
上浦町	越智郡上浦町大字井口6605番地	上浦町居宅介護支援事業所	越智郡上浦町大字井口6605番地	平成14年4月1日
医療法人三善会	宇和島市堀端町2-39	居宅介護支援事業所風阿	宇和島市堀端町2-39	平成16年10月31日

○愛媛県告示第157号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年

法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年2月7日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 保安林予定森林の所在場所
宇和島市津島町御内 8
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 158 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第 1 号）第 2 条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成18年 2 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成18年 2 月22日（水）午後 2 時から
- 2 場所 四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番55号
四国中央市福祉会館会議室 2
- 3 公聴会の案件及びその概要
 - (1) 案件
四国中央都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について
 - (2) 案件の概要
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、愛媛県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、区域区分の有無をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めたものである。
- 4 公述の申出等
 - (1) 公述の申出
公聴会に出席して意見を述べようとする者（伊予三島、川之江、土居都市計画区域内の四国中央市の住民及び利害関係者に限る。）は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。
 - (2) 申出の期限
平成18年 2 月17日（金）まで
なお、公述申出期間に申出がなかった場合は、公聴会の開催を中止する。
 - (3) 問い合わせ先
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課
(電話 089 912 2738)

○愛媛県告示第 159 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、東予広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成18年 2 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 160 号

愛媛県屋外広告物審議会規程（昭和36年 2 月愛媛県告示第 138 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成18年 2 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第 2 条第 1 項中「14人以内」を「11人以内」に改める。

第 3 条第 3 号中「2 人」を「1 人」に改め、同条第 7 号中「5 人」を「3 人」に改める。

公 告

○公 告

総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成18年 1 月25日、総合保養地域の整備に関する基本構想（えひめ瀬戸内リゾート開発構想）（平成 2 年 7 月10日付け公告）を廃止した。

平成18年 2 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

任 免 辞 令

○任免辞令

平成17年12月10日

愛媛県事務吏員 山 内 謙 吾

死亡

